大阪市中央卸売市場業務条例施行規則

目次

第１章　総則（第１条－第４条）

第２章　市場関係事業者

第１節　卸売業者（第５条－第14条）

第２節　仲卸業者（第15条－第20条）

第３節　売買参加者（第21条－第25条）

第４節　関連事業者（第26条－第28条）

第３章　売買取引及び決済の方法（第29条－第41条）

第４章　市場の業務に関する品質管理（第42条）

第５章　市場施設の使用（第43条－第56条）

第６章　監督（第57条・第58条）

第７章　本場・東部市場運営協議会（第59条－第64条）

第８章　雑則（第65条－第69条）

附則

　　　第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、大阪市中央卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項（大阪市中央卸売市場本場及び東部市場 （以下「市場」という。）に係るものに限る。）を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（関連事業の種類）

第３条　条例第２条第７項の市場の機能の充実に資する業務又は市場の利用者に便益を提供する業務として市規則で定めるものは、次に掲げる業務とする。

　⑴　冷蔵庫業

⑵　加工業

⑶　運搬業

⑷　買出人整理業

⑸　食料品販売業

⑹　運送業

⑺　物品販売業

⑻　飲食業

⑼　金融業

⑽　理容業

⑾　医業（歯科医業及びマッサージ業を含む。）

⑿　郵便事業

（取扱品目に係るその他の食料品等）

第４条　条例第４条第１項の市場ごとに市規則で定める食料品は、別表第１に定めると

おりとする。

# 第２章　市場関係事業者

　　　　第１節　卸売業者

（卸売業務の許可申請）

第５条　条例第11条第１項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による卸売業務許可申請書を市長に提出しなければならない。

⑴　名称及び主たる事務所の所在地

⑵　資本金又は出資の額及び役員の氏名

⑶　卸売の業務を行おうとする条例第４条第１項の市場及び取扱品目

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

　⑴　定款

　⑵　登記事項証明書

　⑶　役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面

　⑷　株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

　⑸　第13条第１項に規定する事業報告書の様式の例により作成した最近２年間における事業報告書

　⑹　当該事業年度開始の日以後２年間における事業計画書

　⑺　申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持つているときは、その法人の名称及び主たる事務所の所在地、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至つた理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書

　　ア　申請者がその法人の総株主等の議決権の２分の１以上に相当する議決権を有する関係

　　イ　申請者の営む卸売の業務と同種の業務に従事し、又は従事していた者がその法人の役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係

　　ウ　申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）

　⑻　申請者が条例第11条第４項第２号から第４号まで及び第８号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

　⑼　申請者が条例第11条第５項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

⑽　申請の日前30日以内の日現在における次に掲げる事項を記載した所定の様式による純資産額調書（以下「純資産額調書」という。）

ア　市長が指定する各勘定科目に計上した資産の額

イ　市長が指定する各勘定科目に計上した負債の額

⑾　その他市長が必要と認める書類

（純資産額の計算方法）

第６条　条例第11条第６項（条例第12条第５項及び第13条第３項において準用する場合を含む。）の規定により純資産額を計算する場合には、前条第２項第10号アに掲げる額の合計額から同号イに掲げる額の合計額を控除するものとする。

（純資産基準額）

第７条　条例第12条第１項の純資産基準額は、別表第２に定めるとおりとする。

（純資産額回復の申出）

第８条　条例第12条第３項の規定による申出をしようとする者は、申出書に申出の日前30日以内の日現在における純資産額調書を添えて、市長に提出しなければならない。

（純資産額の定期報告）

第９条　条例第13条第１項の規定による報告は、毎年３月31日を計算日とした純資産額調書を当該計算日から60日以内に提出してしなければならない。

（財産の状況を記載した書類の提出）

第10条　条例第13条第２項の規定による財産の状況を記載した書類は、市長が指定する事項を記載した合計残高試算表とし、その書類の提出は、卸売業者が条例第68条第１項各号のいずれかに該当することとなつた場合又はその純資産額が第７条の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が２以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同条の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回つた場合において、３月ごとに市長の指示に従い行うものとする。

（卸売業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請）

第11条　条例第14条第１項の規定により卸売の業務に係る事業の譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による譲渡及び譲受け認可申請書を、譲渡人及び譲受人が連署して市長に提出しなければならない。

　⑴　譲渡人及び譲受人の名称及び主たる事務所の所在地

　⑵　譲り渡す事業に係る条例第４条第１項の市場及び取扱品目

　⑶　譲渡及び譲受けの予定年月日

　⑷　譲渡及び譲受けを必要とする理由

２　条例第14条第２項の規定により卸売業者たる法人の合併について市長の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による合併認可申請書を、合併の当事者が連署して市長に提出しなければならない。

　⑴　合併の当事者の名称及び主たる事務所の所在地

　⑵　合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び主たる事務所の所在地

　⑶　合併の方法及び条件

　⑷　合併の予定年月日

　⑸　合併を必要とする理由

３　条例第14条第２項の規定により卸売業者たる法人の分割について市長の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による分割認可申請書を、市長に提出しなければならない。この場合において、分割の当事者が２以上あるときは、これらの者が分割認可申請書に連署しなければならない。

　⑴　分割の当事者の名称及び主たる事務所の所在地

　⑵　分割により卸売の業務を承継する法人の名称及び主たる事務所の所在地

　⑶　分割により承継させる卸売の業務に係る条例第４条第１項の市場及び取扱品目

　⑷　分割の方法及び条件

　⑸　分割の予定年月日

　⑹　分割を必要とする理由

４　第５条第２項の規定は、第１項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第２項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並びに譲渡及び譲受けに係る契約書の写し」と、同項第８号及び第９号中「申請者」とあるのは「譲受人である申請者」と読み替えるものとする。

５　第５条第２項の規定は、第２項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第２項中「次に掲げる書類」とあるのは「当該申請者及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人についての次に掲げる書類並びに合併に係る契約書の写し」と、同項第８号及び第９号中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人」と読み替えるものとする。

６　第５条第２項の規定は、第３項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第２項中「次に掲げる書類」とあるのは「当該申請者及び分割により卸売の業務を承継する法人についての次に掲げる書類並びに分割に係る計画書又は契約書の写し」と、同項第８号及び第９号中「申請者」とあるのは「分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

（その他の届出事項）

第12条　条例第15条第１項第５号の市規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

⑴　せり人が条例第19条第３項第１号、第２号及び第４号のいずれかに該当することとなつたとき

⑵　せり人の氏名に変更があつたとき

⑶　卸売業者（その役員を含む。）が破産の宣告を受けたとき、起訴されたとき又はその職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき若しくはその判決があつたとき

（卸売業者の事業報告書）

第13条　条例第18条第１項の卸売業者が提出する事業報告書は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）別記様式第２号によるものとする。

２　条例第18条第２項の財務に関する情報として市規則で定めるものは、貸借対照表及び損益計算書とする。

３　条例第18条第２項に規定する市規則で定める正当な理由は、次に掲げるとおりとする。

　⑴　当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

　⑵　安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

　⑶　同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

（せり人の登録申請等）

第14条　条例第19条第１項の規定によりせり人の登録を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式によるせり人登録申請書を、市長の定める期間内に市長に提出しなければならない。

⑴　卸売業者の名称

⑵　登録を受けようとするせり人の住所、氏名及び生年月日

２　前項の申請書には、当該登録を受けようとするせり人について、住所、氏名及び生年月日を証する書類、履歴書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

３　条例第19条第５項（条例第20条第３項において準用する場合を含む。）の登

録証は、第１号様式によるものとする。

４　条例第20条第１項の規定によりせり人の登録の更新を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式によるせり人登録更新申請書にせり人の住所、氏名及び生年月日を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して、当該せり人の登録の有効期間満了の日前50日から30日までの間に市長に提出しなければならない。

⑴　卸売業者の名称

⑵　登録を更新しようとするせり人に交付されている登録証に記載された登録番号

⑶　登録を更新しようとするせり人の住所、氏名及び生年月日

５　条例第23条の市規則で定める記章は、第２号様式によるものとする。

　　　　第２節　仲卸業者

（仲卸業務の認定申請）

第15条　条例第25条第１項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による仲卸業務認定申請書を市長に提出しなければならない。

⑴　氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

⑵　法人にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

⑶　仲卸しの業務を行おうとする条例第４条第１項の市場及び取扱品目

２　前項の申請書には、当該申請者が法人である場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　定款

⑵　登記事項証明書

⑶　役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面

⑷　株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

⑸　貸借対照表

⑹　損益計算書

⑺　当該事業年度開始の日以後２年間における事業計画書

⑻　申請者が条例第25条第４項第２号、第３号、第６号及び第８号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

⑼　その他市長が必要と認める書類

３　第１項の申請書には、当該申請者が個人である場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　住所、氏名及び生年月日を証する書類並びに履歴書

⑵　資産調書又は貸借対照表

⑶　損益計算書

⑷　当該事業年度開始の日以後２年間における事業計画書

⑸　申請者が条例第25条第４項第１号から第３号まで及び第８号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

⑹　その他市長が必要と認める書類

（売買参加章等の交付）

第16条　中央卸売市場長（以下「市場長」という。）は、市長が条例第25条第１項の認定をしたときは、当該認定に係る仲卸業者に売買参加章を交付するものとする。

２　市場長は、仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者の役員又は使用人に副売買参加章を交付することができる。

３　前２項の規定により売買参加章又は副売買参加章の交付を受けた者は、市場においてせり又は入札に参加するときは、売買参加章又は副売買参加章を着用しなければならない。

（仲卸業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請）

第17条　条例第26条第１項の規定により仲卸しの業務に係る事業の譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による譲渡及び譲受け認可申請書を、譲渡人及び譲受人が連署して市長に提出しなければならない。

　⑴　譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

　⑵　譲り渡す事業に係る条例第４条第１項の市場及び取扱品目

　⑶　譲渡及び譲受けの予定年月日

　⑷　譲渡及び譲受けを必要とする理由

２　条例第26条第２項の規定により仲卸業者たる法人の合併について市長の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による合併認可申請書を、合併の当事者が連署して市長に提出しなければならない。

　⑴　合併の当事者の名称及び主たる事務所の所在地

　⑵　合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び主たる事務所の所在地

　⑶　合併の方法及び条件

　⑷　合併の予定年月日

　⑸　合併を必要とする理由

３　条例第26条第２項の規定により仲卸業者たる法人の分割について市長の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による分割認可申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、分割の当事者が２以上あるときは、これらの者が分割認可申請書に連署しなければならない。

　⑴　分割の当事者の名称及び主たる事務所の所在地

　⑵　分割により仲卸しの業務を承継する法人の名称及び主たる事務所の所在地

⑶　分割により承継させる仲卸しの業務に係る条例第４条第１項の市場及び取扱品目

　⑷　分割の方法及び条件

　⑸　分割の予定年月日

　⑹　分割を必要とする理由

４　第15条第２項及び第３項の規定は、第１項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第２項中「当該申請者が法人である場合は、次に掲げる書類」とあるのは「当該申請者のうちに法人である者がある場合は、その法人についての次に掲げる書類並びに譲渡及び譲受けに係る契約書の写し」と、同条第３項中「当該申請者が個人である場合は、次に掲げる書類」とあるのは「当該申請者のうちに個人である者がある場合は、その個人についての次に掲げる書類並びに譲渡及び譲受けに係る契約書の写し」と読み替えるものとする。

５　第15条第２項の規定は、第２項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第２項中「当該申請者が法人である場合は、次に掲げる書類」とあるのは「当該申請者及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人についての次に掲げる書類並びに合併に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。

６　第15条第２項の規定は、第３項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第２項中「当該申請者が法人である場合は、次に掲げる書類」とあるのは「当該申請者及び分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人についての次に掲げる書類並びに分割計画書又は分割契約書の写し」と読み替えるものとする。

（相続の認可申請）

第18条　条例第27条第１項の市長の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による相続認可申請書を市長に提出しなければならない。

　⑴　相続人の氏名及び住所

　⑵　被相続人の氏名及び住所

　⑶　相続の開始の日

⑷　引き続き行おうとする仲卸しの業務に係る条例第４条第１項の市場及び取扱品目

２　第15条第３項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。この場合において同条第３項中「当該申請者が個人である場合は、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並びに申請者と被相続人との続柄を証する書類及び当該仲卸業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と読み替えるものとする。

（その他の届出事項）

第19条　条例第28条第１項第５号の市規則で定める事由は、仲卸業者（法人である場合にあつては、その役員を含む。）が条例第25条第４項第５号に該当するに至つたとき、破産の宣告を受けたとき、起訴されたとき又はその職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき若しくはその判決があつたときとする。

（事業報告書）

第20条　条例第31条の仲卸業者が提出する事業報告書は、次に掲げる事項を記載した所定の様式によるものとする。

　⑴　業務の概要

　⑵　貸借対照表

　⑶　損益計算書

　⑷　従業員の状況

　⑸　その他市長が必要と認める事項

２　仲卸業者が法人である場合には、前項の事業報告書に株主又は出資者の名簿を添付しなければならない。

　　　　第３節　売買参加者

（売買参加の認定申請）

第21条　条例第32条第１項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による売買参加認定申請書を市長に提出しなければならない。

　⑴　氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

⑵　認定に係る業務に従事する者が勤務する事務所（以下この項及び第25条第１号において「営業所」という。）の所在地

　⑶　法人にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

　⑷　認定に係る業務を行おうとする条例第４条第１項の市場及び取扱品目

２　第15条第２項及び第３項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第２項第８号中「条例第25条第４項第２号、第３号、第６号及び第８号」とあるのは「条例第32条第４項第２号、第４号及び第６号」と、同条第３項第５号中「条例第25条第４項第１号から第３号まで及び第８号」とあるのは「条例第32条第４項第１号、第２号及び第６号」と読み替えるものとする。

３　市長は、第１項の認定について、市場における取引の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は仲卸業者の意見を聴くことがある。

（売買参加の認定の有効期間等）

第22条　条例第32条第１項の認定の有効期間は、２年とする。

２　前項の認定の更新を受けようとする売買参加者は、前条第１項各号に掲げる事項を記載した所定の様式による売買参加認定更新申請書を、当該認定の有効期間満了の日の30日前までに市長に提出しなければならない。

３　前項の申請書には、資産調書又は貸借対照表及び損益計算書並びに最近２年間における売買取引の方法ごとの卸売業者からの買受代金の合計額を記載した所定の様式による業務報告書を添付しなければならない。

４　前条第３項の規定は、第２項の規定による更新の申請について準用する。

（売買参加者の要件）

第23条　条例第32条第４項第５号の市規則で定めるものは、市場における取引の効率化と流通秩序の保持を阻害するおそれがある者又は次の各号のいずれにも該当しない者とする。

⑴　直接消費者に販売することを本来の業務とする生鮮食料品等の小売業者

⑵　生鮮食料品等を加工して販売することを業務とする加工業者（以下「加工業者」という。）及び給食業者

⑶　小売業者で組織する協同組合等の共同仕入機構で、市場外において一定の分荷場等を有するもの

⑷　消費生活協同組合その他市長が適当と認めるもの

（売買参加章等）

第24条　市場長は、市長が条例第32条第１項の認定をしたときは、当該認定に係る売買参加者に売買参加章を交付するものとする。

２　市場長は、売買参加者の効率的な取引を確保するため必要があると認めるときは、売買参加者の役員又は使用人に売買参加章を交付することができる。

３　前２項の規定により売買参加章の交付を受けた者は、市場においてせり又は入札に参加するときは、売買参加章を着用しなければならない。

（その他の届出事項）

第25条　条例第33条第１項第４号の市規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

　(1)　営業所の所在地に変更があつたとき

(2)　売買参加者(法人である場合にあつては、その役員を含む。)が市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人に該当するに至つたとき、破産の宣告を受けたとき又は起訴されたとき

　　　　第４節　関連事業者

（関連事業者の数の最高限度）

第26条　条例第35条の市規則で定める関連事業者の数の最高限度は、次のとおりとする。

　　　　　　　　　　　　　　 本場 東部市場

冷蔵庫業　　　　　　　　 1 　 1

加工業　　　　　　　　 　 1　　 0

運搬業　　　　　　　　 　 3　 　2

買出人整理業　　　　 　　 2　 　2

食料品販売業　　　　　 72　 48

運送業　　　　　　　 　　 9　 　7

物品販売業　　　　　 　 60　　 27

飲食業　　　　　　　 　 37　 12

金融業　　　　　　　　 4　 2

理容業　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　2　　 2

医業（歯科医業及びマッサージ業を含む。）　　　3　　 2

　　郵便事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　 1　　　1

（関連事業の承認申請）

第27条　条例第36条第１項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所

定の様式による関連事業承認申請書を市長に提出しなければならない。

⑴　氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

⑵　法人にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

　⑶　関連事業を行おうとする条例第４条第１項の市場

⑷　関連事業の種類

２　第15条第２項及び第３項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。こ

の場合において、同条第２項第３号中「役員」とあるのは「代表者」と、同項第７号

及び同条第３項第４号中「当該事業年度開始の日以後２年間における事業計画書」と

あるのは「業務の内容を明らかにした書類」と、同条第２項第８号中「条例第25条第

４項第２号、第３号、第６号及び第８号」とあるのは「条例第36条第３項第２号及び

第５号」と、同条第３項第５号中「条例第25条第４項第１号から第３号まで及び第８

号」とあるのは「条例第36条第３項第１号、第２号及び第５号」と読み替えるものと

する。

（その他の届出事項）

第28条　条例第38条において準用する条例第28条第１項第５号の市規則で定める事由は、関連事業者(法人である場合にあっては、その代表者を含む。)が破産の宣告を受けたとき又は起訴されたとき若しくはその判決があったときとする。

　　　第３章　売買取引及び決済の方法

（売買取引の単位）

第29条　売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難なものについては、個数、束数又は容器をもつてその単位とすることができる。

（受託拒否の正当な理由）

第30条　条例第43条の市規則で定める正当な理由は、次のとおりとする。

　⑴　販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合

　⑵　販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかつた生鮮食料品等と品質が同程度であると市長が認める場合

　⑶　卸売業者が使用許可を受けている卸売場及び附帯施設の受入能力を超える場合

　⑷　販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があつた場合

　⑸　販売の委託の申込みが条例第42条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合

　⑹　販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合

　⑺　販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合

　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

　　イ　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

　　ウ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（売買仕切書の記載事項）

第31条　条例第44条第３項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

　⑴　卸売をした受託物品の品目、数量並びに卸売金額及び税抜卸売金額（委託者の責めに帰すべき理由により卸売代金の変更をした場合には、当該変更に係る品目、数量並びに卸売金額及び税抜卸売金額）

　⑵　卸売に係る委託手数料

　⑶　卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

　⑷　卸売に係る売買仕切金

２　卸売業者は、売買仕切書の写しを、その作成の日から５年間保存しなければならない。

（販売原票の作成）

第32条　卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した販売原票を書面で作成しなければならない。

　⑴　品目

⑵　卸売価格

　⑶　数量

　⑷　産地

　⑸　販売年月日

　⑹　出荷者

　⑺　売買取引の方法

　⑻　その他市長が定める事項

２　前項の販売原票には、一連の番号を付さなければならない。

３　卸売業者は、第１項の販売原票の原本を、その作成の日から５年間保存しなければ

ならない。

（卸売予定数量等の報告）

第33条　条例第45条第１項の規定による報告は、その日の卸売を開始するまでに行わなければならない。

２　条例第45条第２項の規定による報告は、その日の卸売を終了した後直ちに次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

　⑴　所定の様式による売上報告書を提出する方法

　⑵　前条第１項の販売原票の記載内容を電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機と報告をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して電気通信回線を通じて送信する方法

３　条例第45条第３項の規定による報告は、毎月10日までに前月分を、所定の様式による月間売上報告書により行わなければならない。

（仲卸業者又は売買参加者以外の者への卸売の報告）

第34条　条例第45条第４項の規定による報告は、生鮮食料品等の品目ごとの流通の形態を勘案して市長が定める時期までに、所定の様式による報告書により行わなければならない。

２　条例第45条第４項の市規則で定める事項は、卸売の相手方その他市長が必要と認める事項とする。

（市場に集荷しない卸売の報告）

第35条　条例第45条第５項の規定による報告は、生鮮食料品等の品目ごとの流通の形態を勘案して市長が定める時期までに、所定の様式による報告書により行わなければならない。

２　条例第45条第５項の市規則で定める事項は、生鮮食料品等を市場外の施設に集荷して卸売した場合の当該施設の名称、所在地、種類及び規模とする。

（卸売業者以外の者からの買入れの報告）

第36条　条例第45条第６項の市規則で定める者は、次に掲げる者とする。

　⑴　仲卸業者

　⑵　仲卸業者が卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を加工業者に販売した後、当該仲卸業者が当該生鮮食料品等を加工した物品を当該加工業者から買い入れた場合における当該加工業者

　⑶　その他生鮮食料品等の流通の形態、出荷者の供給事情その他の事情を勘案して特に必要であると市長が認める者

２　条例第45条第６項の規定による報告は、毎月10日までに前月分を、所定の様式による報告書により行わなければならない。

３　条例第45条第６項の市規則で定める事項は、買入れの相手方その他市長が必要と認める事項とする。

（奨励金等の交付の報告）

第37条　条例第45条第７項の報告は、事業年度ごとに、当該事業年度経過後90日以内に所定の様式による報告書により行わなければならない。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第38条　条例第46条第１項の規定による公表は、正午まで行わなければならない。

（卸売業者による委託手数料等の公表）

第39条　条例第46条第３項の規定による公表は、毎月の末日までに行わなければならない。

（買受代金の支払を怠つた取引参加者の報告）

第40条　卸売業者又は仲卸業者は、その卸売又は販売の相手方である取引参加者が条例

第49条第２項第２号に該当する行為を行つたときは、速やかにその旨を市長に報告し

なければならない。

（卸売代金の変更）

第41条　条例第52条の市規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)　卸売をした生鮮食料品等に市場取引の経験から予見し難い隠れた瑕疵があると認める場合

(2)　見本その他の出荷者から事前に提供された情報と卸売をした生鮮食料品等の数

量又は品質等に著しく差違があると市長が認める場合

第４章　市場の業務に関する品質管理

（生鮮食料品等の品質管理の方法）

第42条　条例第53条第１項第４号の市規則で定める卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の高度化を図るために必要な事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　施設及び用具の洗浄その他施設等の衛生的な利用に関する事項

(2)　主要な作業手順に関する事項

第５章　市場施設の使用

（卸売場等の使用許可の申請）

第43条　条例第54条第１項の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による卸売業者市場施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

　⑴　卸売業者の名称

　⑵　使用しようとする市場施設の種別

　⑶　卸売の業務の遂行に必要な市場施設の面積

　⑷　附帯施設の使用に係る申請にあつては、当該附帯施設の使用の用途

　⑸　３月以下の期間で使用しようとする場合にあつては、使用の期間

（保証金の預託）

第44条　条例第54条第４項、第56条第４項、第57条第５項及び第58条第５項の規定による保証金の預託は、市長が発行する納入通知書により指定金融機関又は指定代理金融機関に納付して行わなければならない。

（保証金に充てる有価証券の価格等）

第45条　条例第55条第３項（条例第56条第５項、第57条第６項及び第58条第６項において準用する場合を含む。）の市規則で定める有価証券を保証金に充てる場合における当該有価証券の価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　国債証券及び地方債証券　その額面金額に相当する額

⑵　日本銀行が発行する出資証券及び特別の法律により法人が発行する債券　その額面金額の100分の90に相当する額

２　条例第55条第２項（条例第56条第５項、第57条第６項及び第58条第６項において準用する場合を含む。）の規定により本市に預託した有価証券は、市長が必要と認める場合を除くほか、これを差し替えることができない。

（仲卸売場等の使用許可の申請）

第46条　条例第56条第１項の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による仲卸業者市場施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

　⑴　仲卸業者の氏名又は名称

　⑵　使用しようとする市場施設の種別

　⑶　仲卸しの業務の遂行に必要な市場施設の面積

　⑷　附帯施設の使用に係る申請にあつては、当該附帯施設の使用の用途

　⑸　３月以下の期間で使用しようとする場合にあつては、使用の期間

（関連事業に係る施設の使用許可の申請）

第47条　条例第57条第１項の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による関連事業者市場施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

　⑴　関連事業者の氏名又は名称

　⑵　使用しようとする市場施設の種別

　⑶　関連事業の遂行に必要な市場施設の面積

　⑷　関連事業者の営業所又は事務所以外の附帯施設の使用に係る申請にあつては、当該附帯施設の使用の用途

　⑸　３月以下の期間で使用しようとする場合にあつては、使用の期間

（卸売業者等以外の者への施設の使用許可の申請等）

第48条　条例第58条第１項の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による市場施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

　⑴　使用しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

　⑵　使用しようとする附帯施設の種別及び位置

　⑶　使用の用途

　⑷　３月以下の期間で使用しようとする場合にあつては、使用の期間

２　前項の申請書には、使用しようとする者の住民票の写し（法人にあつては、定款及び登記事項証明書）その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

３　条例第58条第１項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

⑴　条例第58条第１項の許可に係る附帯施設の使用を休止し、又は再開したと

　き

⑵　氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があつたとき

⑶　法人である場合には、役員又は定款に変更があつたとき

（原状変更の承認申請）

第49条　条例第60条第１項の承認を受けようとする使用者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による承認申請書に設計図面、仕様書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

　⑴　氏名又は名称

　⑵　原状変更を行おうとする市場施設の種別及び位置

　⑶　原状変更の工事の概要

　⑷　工事の期間

　⑸　工事の施工者の氏名又は名称

（市場施設の管理費用）

第50条　使用者は、自己の負担において、使用許可を受けた市場施設を管理しなければならない。

（火災等の予防）

第51条　使用者は、市場施設の使用について、火災等の予防に必要な措置を講じなければならない。

（市場施設の清掃等）

第52条　使用者は、次に定めるところにより、市場施設の清潔を保持しなければ

ならない。

(1)　業務終了後は使用許可を受けた市場施設及びその周囲を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積すること

(2)　商品、容器その他市場施設の使用のために必要な物品を使用許可を受けた市場施設以外の場所へ放置しないこと

(3)　市場内において廃棄物を焼却しないこと

２　共同で利用する市場施設の清掃については、関係者が共同して行わなければならない。

（市場施設への立入り等）

第53条　市長は、市場施設の管理上必要があると認めるときは、使用許可をした施設に立ち入り、又は使用者に対して必要な報告を求めることができる。

（市場施設の返還等）

第54条　条例第63条各項の規定により市場施設を返還すべき者は、当該市場施設を原状に回復したとき又は同条第１項ただし書若しくは同条第２項ただし書の規定により当該施設を返還しようとするときは、市長の検査を受けた後、速やかに返還届を市長に提出しなければならない。

（使用料の納付期限等）

第55条　条例第64条第１項の使用料のうち、月額による使用料は、当月分を毎月25日までに、売上高割使用料は、前月分を毎月25日までに納付しなければならない。

２　条例別表本場の項仲卸業者市場使用料の項売上高割使用料の項の市規則で定める者は、第36条第１項各号に掲げる者とする。

（使用者負担の費用）

第56条　条例第64条第２項の市規則で定める費用は、電気、水道、工業用水道、下水道その他これらに類する費用であつて次に掲げるものとする。

(1)　使用許可を受けた市場施設における使用により生じた費用

(2)　前号の市場施設以外の市場施設における申出による使用により生じた費用

２　前項の費用の算定は、計器によるものとする。ただし、計器により難いときは、市長の定める方法により認定するものとする。

３　第１項の費用は、前月分を毎月25日までに市長に納付しなければならない。

　　　第６章　監督

（身分を示す証明書）

第57条　条例第67条第１項の規定により立入検査をする職員に係る同条第２項の証明書は、第３号様式によるものとする。

（改善措置命令）

第58条　条例第68条第１項第１号の市規則で定める率は、１とする。

２　条例第68条第１項第２号の市規則で定める率は、0.1とする。

３　条例第68条第１項第３号の市規則で定める期間は、連続する３以上の事業年度とする。

４　条例第68条第３項第１号の市規則で定める率は、0.1とする。

５　条例第68条第３項第２号の市規則で定める期間は、連続する３以上の事業年度とする。

　　　第７章　本場・東部市場運営協議会

（専門委員の任期）

第59条　大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会(以下「協議会」という。)の専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

（会長）

第60条　協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第61条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（幹事）

第62条　協議会に幹事若干名を置き、市長が委嘱し、又は任命する。

２　幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

（庶務）

第63条　協議会の庶務は、中央卸売市場において行う。

（その他の運営の細目）

第64条　条例及びこの規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第８章　雑則

（期限の特例）

第65条　条例及びこの規則の規定による申請、届出その他の行為（第55条に規定する使用料及び第56条に規定する費用の納付を除く。）の期限でこの規則の規定において期間（時をもつて定める期間を除く。）をもつて定めるもの（以下「申請等期限」という。）が本市の休日（大阪市の休日を定める条例（平成３年大阪市条例第42号）第１条に規定する市の休日をいう。以下同じ。）であつて市場の開場日（条例第５条第１項の休日（同条第２項の規定により開場する日を除く。）及び同条第２項の休業日（以下これらを「市場の休場日」という。）以外の日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該市場の開場日をその期限とする。

２　申請等期限のうち第33条第３項又は第36条第２項に定めるものが本市の休日以外の市場の休場日に当たるときは、当該期限の直前の市場の開場日をその期限とする。

３　申請等期限（前項に規定するものを除く。）が本市の休日以外の市場の休場日に当たるときは、当該市場の休場日以後最初の市場の開場日をもつてその期限とみなす。

（卸売業務の代行の通知）

第66条　卸売業者は、条例第71条第１項又は第３項の規定により卸売の業務を行うこととなったときは、その旨を直ちに当該物品の出荷者に通知しなければならない。

（入場禁止又は退場）

第67条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場の禁止又は退場を命ずることができる。

(1)　暴行、脅迫その他市場の秩序を乱す行為をした者

(2)　危険物(市場の業務の用に供するものを除く。)又はごみその他の廃棄物を市場に持ち込もうとする者又は持ち込んだ者

(3)　その他市場業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる者

（掲示事項）

第68条　市長は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を条例第４条第１項の市場ごとに市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

　⑴　条例第５条第２項の規定により休日に開場するとき又は休日以外の日に休業日を定めたとき　その年月日

　⑵　卸売業者に係る条例第11条第１項の許可若しくは仲卸業者に係る条例第25条第１項の認定をしたとき又は卸売業者若しくは仲卸業者が資格を失つたとき　次に掲げる事項

ア　卸売業者の名称又は仲卸業者の氏名若しくは名称

イ　取扱品目

ウ　許可若しくは認定の年月日又は資格を失つた年月日

　⑶　卸売業者に係る条例第14条第１項の認可又は仲卸業者に係る条例第26条第１項の認可をしたとき　次に掲げる事項

ア　譲渡人又は譲受人の名称

イ　譲り渡す事業に係る取扱品目

ウ　認可の年月日

　⑷　卸売業者に係る条例第14条第２項の認可又は仲卸業者に係る条例第26条第２項の認可をしたとき　次に掲げる事項

ア　合併又は分割の当事者の名称

イ　合併又は分割をする事業に係る取扱品目

ウ　認可の年月日

　⑸　条例第19条第１項の規定によりせり人を登録したとき又は条例第22条の規定により登録を消除したとき　次に掲げる事項

　　ア　卸売業者の名称及び取扱品目

イ　せり人の氏名

ウ　登録番号

エ　登録の年月日及び有効期間又は消除の年月日

　⑹　仲卸業者に係る条例第27条第１項の認可をしたとき　次に掲げる事項

ア　被相続人及び相続人の氏名

イ　相続をする事業に係る取扱品目

ウ　認可の年月日

⑺　売買参加者に係る条例第32条第１項の認定を行つたとき又は売買参加者が資格を失つたとき　次に掲げる事項

ア　売買参加者の氏名又は名称

イ　取扱品目

ウ　認定の年月日又は資格を失つた年月日

エ　第24条第２項の規定により売買参加者の役員又は使用人に売買参加章を交付した場合にあつては、その者の氏名

⑻　関連事業者に係る条例第36条第１項の承認をしたとき又は条例第37条の規定により関連事業者の承認を取り消したとき　次に掲げる事項

ア　関連事業者の氏名又は名称

イ　関連事業の種類

ウ　承認の年月日又は承認を取り消した年月日

（施行の細目）

第69条　この規則の施行に関し必要な事項は、市場長が定める。

別表第１（第４条関係）

１　本場

⑴　青果部　冷凍食品(鳥肉以外の肉類に係るものを除く。以下この表において同

じ。)

⑵　水産物部　魚肉入加工品及び冷凍食品

⑶　加工食料品部　加工食料品（つけ物、みそ、乾物及びこれに準ずる加工品、魚肉入加工品並びに冷凍食品を除く。）

　２　東部市場

⑴　青果部　冷凍食品

⑵　水産物部　魚肉入加工品及び冷凍食品

別表第２（第７条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部類 | 卸売金額 | 純資産基準額 |
| 青果部 | 50億円未満50億円以上100億円未満100億円以上200億円未満200億円以上300億円未満300億円以上400億円未満400億円以上500億円未満500億円以上700億円未満700億円以上1,000億円未満1,000億円以上 | 30,000,000円66,000,000円150,000,000円270,000,000円360,000,000円450,000,000円600,000,000円750,000,000円1,200,000,000円 |
| 水産物部 | 50億円未満50億円以上100億円未満100億円以上200億円未満200億円以上300億円未満300億円以上400億円未満400億円以上500億円未満500億円以上700億円未満700億円以上1,000億円未満1,000億円以上 | 30,000,000円66,000,000円150,000,000円270,000,000円360,000,000円450,000,000円600,000,000円750,000,000円1,200,000,000円 |
| 加工食料品部 | 5億円未満5億円以上10億円未満10億円以上20億円未満20億円以上30億円未満30億円以上50億円未満50億円以上100億円未満100億円以上200億円未満200億円以上 | 　　　1,000,000円1,500,000円4,500,000円8,000,000円10,000,000円22,000,000円50,000,000円90,000,000円 |

第１号様式（第14条関係）

　　　　　　　　　　　　　(表)

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　号写　　真縦　３cm横　２cm　　　　　　　　　せ　り　人　登　録　証　　　　　　　　　所属卸売業者名　　　　　　　　　　　氏　　　　　名　　　　　　　　　　　　生　年　月　日　　　　　年　月　日　　　　　　　　　　登 録 年 月 日　　　　　年　月　日　　　　　　　　　　有　効　期　限　　　　　年　月　日　　　上記の者は、大阪市中央卸売市場　　　場　　　部　せり人として登録していることを証明します。　印　　　　　　年　　月　　日発行　　　　　　　　　　　　　　　大阪市長　 |

　　　　　　　　　　　　　(裏)

|  |
| --- |
| (注意)１　この登録証は、卸売のせりに従事するときは必ず携帯すること２　この登録証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと３　この登録証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出ること４　この登録証は、有効期間を経過したとき、新たな登録証の交付を受けたとき又はせり人の資格を喪失したときは、直ちに発行者に返還すること５　この登録証の有効期間は、登録の日から起算して５年間とする。ただし、次に掲げる者の有効期間は、３年間とする。⑴　初めて登録を受ける者⑵　大阪市中央卸売市場業務条例第21条又は第69条第５項の規定により登録の取消しを受けた者で当該取消し後の最初の登録を受けるもの⑶　大阪市中央卸売市場業務条例第69条第５項の規定により業務の停止を命ぜられた後の最初の登録を受ける者  |

第２号様式（第14条関係)

5

　　　　　　　30

50

6

人

せ

4

り

5

単位　ミリメートル

第３号様式（第57条関係）

|  |
| --- |
| 第　　　　　　号身　分　証　明　書　　　　　　　　　　　　　　大阪市中央卸売市場写　　真　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 上記の者は、大阪市中央卸売市場業務条例第67条第１項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日大阪市長　　　　　　　　　　　　　印 |

備考

　　１　用紙の紙質は白洋厚紙とし、寸法は縦8.5センチメートル、横６センチメートルとする。

　　２　裏面に根拠法令を記載する。

３　有効期間は、発行日から１年以内とする。

　　　附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年６月21日から施行する。

（経過措置）

２　大阪市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和２年大阪市条例第37号。以下「改正条例」という。）附則第７項の規定により改正条例による改正後の大阪市中央卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号）第32条第１項の認定を受けたものとみなされる者に係る当該認定の有効期間は、この規則による改正後の大阪市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「新規則」という。）第22条第１項の規定にかかわらず、当該者に係る改正条例による改正前の大阪市中央卸売市場業務条例第25条第１項の承認の有効期間の満了の日までとする。

３　この規則による改正前の大阪市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「旧規則」という。）第19条第１項の規定により中央卸売市場長（以下「市場長」という。）が交付した売買参加章は、新規則第16条第１項の規定により市場長が交付した売買参加章とみなす。

４　旧規則第29条第１項の規定により市場長が交付した売買参加章は、新規則第24条第

１項の規定により市場長が交付した売買参加章とみなす。